

議会の委任に基づく専決処分について

1 事件の概要

(1) 事件名 不当労働行為救済申立事件（東京都地方労働委員会（以下「労働委員会」という。）平成 16 年不第 68 号）

(2) 当事者

申立人 東京公務公共一般労働組合

被申立人 中野区

(3) 申立の経過

平成16年(2004年)10月18日 労働委員会に救済の申立て

平成20年(2008年) 3月31日 和解成立

(4) 事案の概要及び経過 本件は、被申立人が平成 16 年 4 月に保育園の非常勤職員の職を廃止したことに關して、申立人が労働委員会に不当労働行為の救済の申立てを行った事案である。

その後、労働委員会において調査が行われてきたが、このたび、本件事件について、申立人と被申立人の間で和解を締結した。

2 和解の要旨

(1) 被申立人は、非常勤職員の職の廃止に關し、申立人との間で紛争が生じたことについて、遺憾の意を表する。

(2) 被申立人と申立人は、労働条件の交渉に当たり、引き続き真摯に臨むことを確認する。

(3) 申立人は、本件申立てを取り下げる。

3 和解の理由

本事件は、申立てから 3 年 6 月にわたり労働委員会に継続している事件であり、労働委員会から本事件は、和解により解決すべきであると強く勧告された。また、関連した訴訟については、判決が確定し、解決している。

以上のことから、区としても労働委員会の和解勧告を受け入れ、和解により本事件を解決することが妥当であると判断した。